

車両総重量 3.5 t 未満の消防団車両の整備等に関する支援について

東海部会提出

消防団員の確保が困難となっている中、平成 29 年の道路交通法の改正により、車両総重量 3.5 t 以上の車両を運行する場合には、準中型自動車運転免許が必要になり、運転資格の有無が今後の消防団活動の維持に大きな足枷となっている。今後、火災発生時に、準中型自動車の運転資格を有していないことを理由に、車両総重量 3.5 t 以上の消防団車両の出動が困難となることが危惧されている。

現行の国の制度は、消防団車両購入は補助制度の対象外で、消防団への多機能消防車の無償貸付の制度でも無償貸与台数に制限があることから、自治体において車両総重量 3.5 t 未満の消防団車両への更新が困難な状況となっている。

全国の消防団へ車両総重量 3.5 t 未満の消防車両の普及を促進し、消防団員の準中型運転免許の取得に関する諸問題を解決するため、下記のとおり要望する。

記

- 1 車両総重量 3.5 t 未満の消防車両等（車両枠）の購入支援や消防車両等の無償貸与枠の拡大など、消防団活動が安心して行えるよう、必要な財政措置を行うこと。
- 2 準中型自動車運転免許の取得にあたり週末や夜間等に集中して教習が受けられるよう、消防団員に特化した教習制度を取入れた自動車教習所等に対して、国からの支援措置制度を創設すること。